

第40回 函館市自治基本条例策定検討委員会 要旨

日時 平成20年12月15日(木) 18:30~19:30

場所 函館市役所8F 第2会議室

1. 開会

2. 条例の全体について

参加と協働 第8, 9条関連

(丸藤委員)

広い意味で捉えているので, このままでもいいと思う。

(横山委員長)

参加でいいという意見が多いが。

(大江委員)

参加することにより人材育成を図るといふ波及効果みたいなことが言えれば, このままでいいのではないか。

(長尾委員)

協働よりも参加のほうが広い意味という解釈なので, 参加のほうがよいと思う。

(横山委員長)

それでは, 訂正案のとおり第9条第2項を第8条第2項に包含するという整理でよいか。

異議なし

(事務局)

参加によって協働につながっていくという考え方は, しっかり解説でうたっていきたいと思う。

(横山委員長)

次は, 指定管理者制度である。委員の間でも, 分かれており, 第1項を残す, 第2, 3項が大事というもの, 全部いらぬという方もいる。あるいは, 全部載せるという方もいる。これについては全く分かれている。どのようにしていったらよいか。

(板本委員)

指定管理者制度については, これまで大事と思い入れてきたが, 自分なりに考えたところ, 指定管理者手続きについては条例に定まっていることから, 基本条例では落としてよいと考えている。どうしても載せるというのであれば, 第3項まで載せる必要があると考えるが, あえて載せる必要はないと考える。

(横山委員長)

あえて載せなくてもよいという意見だったが。

(丸藤委員)

私は, 最初から全部載せなくてもよいと考えている。指定管理者制度が始まったばかりで, 制度自体が変わっていく要素がある。今の時点では必要ない。載せない方が, 指定管理者制度をうまく運用していく上でいいと考える。

(横山委員長)

絶対入れるべきと考える方はいるか。指定管理者制度は、プラス要因もあるが弊害もでている。国としての評価の仕方が出てくる可能性もある。流動的な部分が多いということなので、今回はこの部分を除いて、また、条例の見直し条項もあるので、もう少し固まってきたら、指定管理者やPFIを入れていくという方向でどうか。

異議なし

全部削除となるので、以降、1条ずつ繰り上がるということによいか。次の、監査制度については新たに文言を作ったということなので、事務局から説明願いたい。

事務局より説明

(横山委員長)

文言的に“必要に応じ”と入らなければならないのか。取ってもいいのではないか。

(事務局)

監査機能の充実は、場面に応じたことも必要と考え加えたが、この文言がなくとも条例的には問題はないということなので、提言として削るということでも構わないが。

(横山委員長)

これを削るということでしょうか。

(板本委員)

監査機能の充実は、継続的にしていかなければならない。削るべき。

(川田委員)

第2項の行政運営の改善が、その(事務局)の一層の改善に変わり、受ける印象が狭くなったと思われるが意図的なものか。

(事務局)

意図的なものではない。監査の指摘は、事務の改善につながっていくことであることから、監査事務局とも協議をして修正している。行財政運営という範囲を狭めようとしたわけではない。監査機能の充実というのは、本来は効率的、効果的な行財政運営にあるので、“その事務の一層の改善を図るため”として置いている。

(板本委員)

“その事務”とは何か。

(事務局)

市の一般的な事務という意味である。

(板本委員)

それであれば、“その”はいらないのではないか。

(事務局)

上からの流れを受けて、市の事務という意味で使っている。

(横山委員長)

“市は、事務の一層の改善を図るため”となるとわかりにくい。“行財政運営の一層の改善”と

いう方がよいのではないか。

(川田委員)

役所の事務は、民間で言う事務とは範囲が違うようだ。事務というと、処理だけという感じがする。

(横山委員長)

“事務事業”というのはどうか。

(事務局)

事業の改善は監査ではない。函館市では行政評価的監査というものを取り入れている。事業の効果も含めて監査を行っているが、事業を評価するのが監査とは言いづらいと思う。運営の改善を図るという言葉に問題がなければ、“行財政運営の一層の改善を図るため”という言葉になるのではないか。行政運営全般、財政運営全般の改善を図るためということだと思うが。

(横山委員長)

それでは、“行財政運営の一層の改善を図るため”としたい。

異議なし

(事務局)

確認します。第2項“市は、行財政運営の一層の改善を図るため、必要に応じ監査機能の充実を図らなければなりません。”という文言で整理する。

(横山委員長)

それでは、次に地域オリジナルの部分についてであるが、前回、あまりにも多いということで事務局より指摘があったので、もし削れるものがあれば削る。また、ここにあるものについて、ほかのところでも若干似通った表現のところがあれば、その部分と調整が可能であれば調整する。絶対にここに置くしかないというものはここに置く、という形で検討していきたい。この部分は各委員が大変な思い入れを持ってやってきたので慎重にやっていきたい。これについては、私のほうから提案したい。まず、生涯学習等の振興について、今日、若杉委員が欠席しているのでここで直すわけにはいかないと思うが、義務教育と社会教育との関係である。生涯学習は、社会教育に含まれるが、こちらに触れて義務教育に触れないというのはどうか、この部分、生涯学習の扱い方をどうするか。次の丸藤委員の市民活動の場の充実ということ。これを、参加および協働のところとうまく入れられないかということである。地場産業の充実、川田委員の部分であるが、この部分を、市長の責務の中で、“市長は、活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指して地域産業の振興に努めるとともに、地域の魅力を積極的に発信しなければなりません。”という文言がある。これとどう関連させていけるか。市長の責務でもう少し強い表現を盛り込むこともできるし、逆に市長の責務の文言を移すということもできる、また、両方ともこのままということもできる。最後の、“市は国際観光都市として市民、企業と連携をとり、その環境整備と資源である自然、歴史的文化遺産等の保護に努めます。”これも全体的な流れの中で、もう一度検討する必要があるのではないか。今日、大久保委員が欠席しているのでどうしたらいいか、というところはあるが、丸藤委員、川田委員どうか。

(川田委員)

市長の責務のところに書かれている内容が生きるのであるなら、必要ないかもしれないが、ただ市から出されている最終調整の視点という意見によると、市長等の責務について、その件が風前の灯という感じもするので、そちらを削除するのであれば、こちらを生かしてほしい。

(横山委員長)

前回の最終調整の視点について、結局私のほうで白紙にしたが、その中では、市長等の責務の地域産業のところは削られていた。下手をすると両方消えてしまうことになる。ここの部分を必ず残すということであれば、ダブリ感があるので、そこは調整ができるのではと考えている。地場産業については、敦賀委員も非常に強く主張していたので、何とか入れたいと考えている。いつの間にか消えているということでは困る。

(事務局)

川田委員に確認したいが、提言書として最後まで提言するという意味合いか、それとも自治基本条例の最終案として残すものなのか、条例案としては、庁内的にも意見調整が必要であり、市長の意見も聞かなければならない。

(川田委員)

条例の条文として残してほしい。

(横山委員長)

私からも強く言いたい。それだけの意味を持っているものと思う。これは函館市が、これからの地域産業をどう育成していくかということがないと、ギリ貧になっていくことが目に見えている。産業がなくて、人々が生活するというのは非常に厳しい。産業を育てていかなければならない。そういう地域産業政策がますます大事になってきている。そういう意味で、函館市にとって、誰が市長をやっても、取り組まなければならないものとする。こういうものは盛り込むべきと考える。

(川田委員)

私もそう思う。

(事務局)

この場での判断は難しいが、条例を成立させるということでは、市長、議会の意見というものがあるが、この提言については最大限尊重していただきたいと言うことに努めたいと思うが、今の時点で100%条例に盛り込むとは言い切れない。

(川田委員)

地場産業の育成がどうしていけないのか、書くことがいけないのか不思議である。

(横山委員長)

最終調整の視点で、市長等の責務がどうして消えてしまうのか。

(事務局)

消えているわけではなく、色々な施策があるなかで、皆さんに諮ったうえで、やはり大切であるということであれば、提言として残すことはやぶさかではない。載った提言について最終的に尊重するという努力も惜しまない。今の時点で最後まで担保してくれといわれても厳しい。

(横山委員長)

例えば、“地域産業の振興”という言葉があるが、非常に偏っていると思うがどうか。

(事務局)

地域産業のために市長が情報発信をするのか、地域の活力づくりのために発信するのか。地域の産業を図るためだけの目的だけでもどうか、投げかけたかったものである。

(川田委員)

今回は、最終調整の視点についての議論する時間がなかったので、お互い意思疎通ができなかったということか。

(横山委員長)

市長はいろいろ言っていることから、産業振興だけではないということではずしたのか。

(事務局)

はずしたというより、もっと他の視点もあるのではないか、あるいはもっと包含的に言えるものがないのか、ということを含めて、ちょっと意見を提示させていただいたかったということである。

(横山委員長)

第11章のにぎわいのある美しいまちづくりに入れれば、特に齟齬はないと思うがどうか。市長等の責務からはずして、こちらに入れるというのはどうか。

(事務局)

提言としていただく分には、齟齬はないものとする。

(大江委員)

それはここで議論しても意味がない。産業とか地域オリジナル、個別政策といえば個別政策といえなくもない。ただ1年間、地域オリジナルは必要であるという立場でやってきた。このまま提言書を出して、市長や議会などに任せるということでいいと思う。

(横山委員長)

最終的にはトップの判断になるのだろう。

(事務局)

そういうことになる。提案する市長の判断になるが、地域産業の振興というのは、市長もその重要性を承知している。

(横山委員長)

私が、最終的に市長に提言書を提出することになるので、その際に話し合うこととしたい。

(事務局)

それでは、提言書としてはこのまま残すということで処理したい。

(横山委員長)

今日の訂正部分について、第4章は事務局案どおり調整した。指定管理者制度は全文削除になったので、次の行政評価から1条ずつ繰り上がり、行政評価が26条、条例の見直しが第40条になる。その間に地域オリジナルが入る。監査制度は、先ほどのように直したところである。地域オリジナルが第10章であり、第39条までである。これでよろしいか。この後、きれいな体裁を整えた

提言書になるが、1週間くらいかかるか。

(事務局)

考え方を付した提言書については、来週中くらいにはお見せしたい。提言書についていくつか確認したいがよいか。提言書については、条例案以外に、提言に当たっての付帯意見をつけており、4つほどある。「この提言を最大限尊重してほしい。」「この条例に沿ったまちづくりを着実に進めること。」「この条例について、幅広く周知すること。」「検証のための市民の意見を設ける場ができた場合は、市民の活動でやっていくことが望ましく、それに対する行政のサポートを行うこと。」この4つを付帯意見として付している。このほかにあれば、言っていただきたい。

(横山委員長)

このほかに加えたい付帯意見はあるか。

(事務局)

提言書を今後見る機会があるので、その中で何かあれば、訂正したいと考えている。

(板本委員)

少し細かいが、第19条の3に、“市は、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、組織内の横断的な連携および調整を図るとともに、職員の意識改革に努めます。”とあるが、意識改革という言葉について、条例は継続するものであり、その継続するものに職員の意識改革という言葉が適当なのか。自己研鑽という言葉に置き換えたほうが適切ではないか。

(横山委員長)

そこは、あえて意識改革とした。条例の持つ意味、職員が1番最初、市民より先に意識改革しないと困るということであり、中には行政基本条例としているところもある。行政基本条例としたのは、職員の意識改革に重点を置いたもので、行政内部的な条例にしているところもある。これは非常に重要な部分であり、職員の意識改革ということにした。

(板本委員)

条例は継続するものだが…。

(横山委員長)

見直しをするのであればその時点ですればよい。まず、重要な部分にキーワードとして入れた。

(板本委員)

スタート地点の言葉として理解すればよいか。

(横山委員長)

5年先でも、意識改革が進んでいなければ残すしかない。

(板本委員)

理解した。

(横山委員長)

これまで40回と6回のワークショップ、わずか1年3か月、15か月で46回というハイペースになる会議等を行ってきた。稚内、帯広の倍以上の回数になったのは、検討委員会の皆さんが非常に活発だったということだと思う。函館市民でない私が委員長となり、委員長裁量で意見をさえ

ざることなく、委員の意見を最大限尊重したものと自負している。参加している委員も必ず発言していたのではないかと。特に地域オリジナルの部分は活発だったと思う。この場を借りて感謝したい。

行政改革課については、人数が少ない中よく取り組んでくれたと思う。プロジェクトチームについては、別の部局の横断チームであったが、いろいろな面でフォローしてもらったと思っている。

提言書については、できる限り、100%とはいかなくとも、98%くらいはそのまま載せていただければと思っている。

一般的な条例は規制条例であるが、この条例は規制条例ではなく、まちづくりのための条例であることから、できるだけやさしい言葉で、そして検討委員会が熱心に議論したということ踏まえ、柔軟に条例を作っていただきたいと思う。

特に、重要と考えるのは、議論した「参加と協働」と「情報共有」ではないか。そして自治体がこれから最大限行政の効率化を図って、職員の数は少なくとも、住民サービスは落とさない、といった姿勢を持っていただきたい。また、自治基本条例は、市民より職員が変わらなければ、まちづくりもうまくいかないと考えている。もちろん、市民も変わらなくてはならないが、職員が先であり、職員の意識改革が必要となる。最後に、一番熱心であった地域オリジナルについても、可能な限り残してほしいと思う。

今回、改めて函館のよさを感じたので、ぜひいいまちづくりを、この条例を期にさらに進めていただきたい。

3. 閉 会